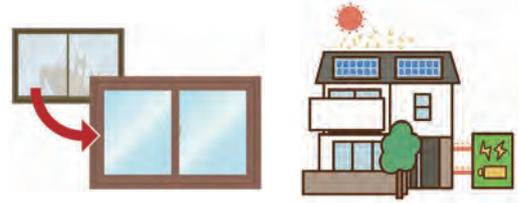


～家庭での温室効果ガス排出削減を目指して～

# 既存住宅に高断熱窓等を設置する方へ補助金を交付します

村では、住宅の脱炭素化を進めるため、既存の戸建て住宅に高断熱窓・蓄電システムを設置する方を対象に、補助金を交付します。



**対象**▼村内の戸建て住宅の所在地に住所を有し、設置しようとする設備ごとに下記の要件を全て満たす方  
※村税の滞納がない方に限ります。

## 対象要件等▼

区分	高断熱窓	蓄電システム ※蓄電システムのみ補助申請はできません。
対象要件	▽(ア)内窓設置(既存の窓の内側に新しい窓を設置)(イ)外窓交換(既存の窓を撤去し、新しい窓に交換)(ウ)ガラス交換(既存のサッシを利用して、ガラスを交換)——のいずれかの方法で主たる居室(日常生活上、在室時間が長い居室等)の全ての窓(外気に接しない窓を除く)に高断熱窓を設置する▽令和5年3月までに設置を完了できる▽高断熱窓を設置しようとする住宅において、過去に高断熱窓の設置に係る補助金(本補助金を含む)の交付を受けていない(生計を共にしている方を含む)——を満たす高断熱窓	▽左記の補助を利用して高断熱窓と併せて設置する▽太陽光発電システム(10kW未満)と連携している▽売電契約をしていない▽蓄電システムを設置しようとする住宅において、設置する蓄電システムと同種の設備等に対し、茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業に基づく補助を受けていない(生計を共にしている方を含む)▽茨城県が実施する「いばらきエコチャレンジ」に登録し、省エネルギーの取り組みを行っている家庭に設置する——を満たす蓄電システム
対象設備	国が申請年度に実施する補助事業の補助対象製品として登録されている窓・ガラス  ※詳細はこちら(公益財団法人北海道環境財団ホームページ)	国が申請年度に実施する補助事業の補助対象製品として登録されている蓄電システム(未使用品に限る)  ※詳細はこちら(一般社団法人環境共創イニシアチブホームページ)
補助金額	設置に係る経費の合計額(税込み)の2分の1(1,000円未満切り捨て、上限10万円)※村内に本店を置く業者に設置を依頼する場合は、上記合計額の4分の3(1,000円未満切り捨て、上限15万円)となります。	10万円

**その他**▼▽補助は同一の住宅につき1回を限度とします。▽設備設置後の申請は補助の対象となりませんので、**申請を希望する方は、設置前に環境政策課へお問い合わせください。**▽年度予算の上限に達した場合、受け付けを終了することがあります。

**申し込み・問い合わせ**▼月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、申請書に必要事項を記入の上、必要な書類を添えて、環境政策課環境計画・緑化推進担当(役場行政棟4階 ☎282-1711 内線1453)へ申し込みください。※申請書類の様式や手続きの詳細は、村公式ホームページをご覧ください。